

## 質問に対する回答書

平成 30 年 10 月 10 日

案件番号 委扇 1401

件名 扇町水再生センター運転管理業務等包括委託

質 問 事 項	回 答
<p>1 入札公告兼入札説明書 5(3)開札の方法 「入札回数は原則 1 回としますが・・予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を郵送により 2 回まで行います。」とありますが、3 回目の入札の場合も郵送により実施するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1 そのとおりです。</p>
<p>2 契約書 第 29 条 著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更 薬品（次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダ、高分子凝集剤等）の調達費用が著しく上昇した場合についてもご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>2 契約書別紙 17 に記載のとおり、賃金又は電気料金が著しく変動した場合、並びに年間実績流入水量が年間流入予測水量に対し、10% を越えて増減した場合に協議することとしていますので、薬品については、協議の対象となりません。</p>
<p>3 契約書別紙 3 法令等の変更リスク 広く一般的に適用される法令とは具体的にどのような項目でしょうか。</p>	<p>3 下水道法、消防法、水質汚濁防止法、都市計画法、建築基準法、電気事業法等です。</p>
<p>4 契約書別紙 3 環境保全リスク 異臭については個人差がありますが、過去に異臭による損額賠償等の事例があればご教示ください。</p>	<p>4 扇町水再生センターにおいて、過去に異臭による損害賠償等を行った事例はありません。</p>
<p>5 契約書別紙 3 施設損傷リスク 適切な維持管理業務は要求水準書、契約書等の履行不備に起因する損傷と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>5 要求水準書、契約書等の他、受注者から提出された技術提案書の履行不備に起因する損傷も含みます。</p>
<p>6 契約書別紙 3 終了手続き 終了手続きの内容について具体的にご教示ください。</p>	<p>6 次期業務受注者への業務引継ぎに際して必要な人件費等です。</p>
<p>7 契約書別紙 15 経費の負担 ⑧「1 箇所あたり 250 万以下の修繕費」とありますが、一箇所とは、処理機能を発揮するた</p>	<p>7 そのとおりです。</p>

<p>めの機器単位(例：反応タンクの散気板の場合、1枚あたりの交換費用ではなく総交換枚数の交換費用が修繕金額の評価の対象となる)と考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>8 契約書別紙 16-2 修繕費用に対する減額 「250万円(税込)以下の修繕を行った場合は、その修繕に要した費用について実費を減額する。」とありますが、事前に協議や指摘、指示があるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>8 250万円(税込)以下の修繕を発注者が行う場合は、事前に協議します。</p>
<p>9 契約書別紙 16-4 技術提案を実施できなかった場合の減額 「技術提案を実施できなかった場合、以下の算出方法により算出し・・・履行できない場合を除き、委託料を減額できるものとする」とありますが、技術提案書に実施期間又は達成時期を明記した場合、当該減額部分は明記した時期が起点になると考えてよろしいでしょうか。 (例：3年目で達成を提案した場合、減額対象期間は3年目のみとなる。)</p>	<p>9 そのとおりです。</p>
<p>10 契約書別紙 17-3 労務単価の変動 (2)「変動前残契約金額及び変更後残契約金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。」とありますが、基準とする物価指数があればご教示ください。</p>	<p>10 保全技師補労務単価を基準とします。</p>
<p>11 契約書別紙 20 定期修繕業務予定表 委託者が実施する250万円を超える修繕について設備の変更があった場合など、受託者の責によらず、受託業務(点検業務)に影響が生じる場合は、委託者と協議できるものと考えますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>11 そのとおりです。</p>
<p>12 業務要求水準書 水質に関する流入基準 「流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする」とありますが、流入基準未達により処理設備に影響があった場合、安定した放流水質が得られるまで、放流基準が未達であっても受注者</p>	<p>12 流入水が原因で処理設備に影響があった場合、安定した放流水質が得られるまで、放流水質の契約基準の達成を求めませんが、受注者の責任において、可能な限り良好な放流水質の維持に努めることとなっています。</p>

<p>に責がないものと考えてもよろしいでしょうか。</p>	
<p>13 業務要求水準書 県による場内等新設改築更新工事</p> <p>発注者又は県による工事により委託対象設備の機能不足が発生した場合においては、放流水質の契約基準の達成を求めないと考えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>13</p> <p>発注者又は県による工事は、あらかじめ機能不足が生じないように、もしくは、代替措置により対応できるように検討のうえ発注するものであり、通常では放流水の契約基準は超過しないものと考えていますが、仮に、代替措置が機能せず、契約基準を超過した場合には、放流水質の契約基準の達成を求めません。</p>
<p>14 業務要求水準書 修繕業務</p> <p>特に電気設備に関してはメーカーによる保守期間を超過し供給が不可能となっている部品がある可能性があります。その場合は受注者より更新提案を行い、発注者より更新を検討いただけるものと考えます。</p>	<p>14</p> <p>そのとおりです。</p>
<p>15 業務要求水準書 修繕業務</p> <p>設備等が正常に機能しない場合、発注者が実施する250万円(税込み)を超える修繕業務完了するまでに必要な仮設工事、用役費などの増加分は修繕費の年間上限額に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>15</p> <p>そのとおりです。</p>
<p>16 業務要求水準書 業務期間終了時の状態</p> <p>「受注者は、業務期間終了時において、…著しく劣化していないか確認を行い、業務終了後1年以内に不測の更新・修繕等を要することのない状態で、発注者に引き渡せるようにする」とありますが、受注者が予測できない更新・修繕業務が発生する可能性はありますので、受注者の過失により更新・修繕業務が発生した場合に受注者に責があるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>16</p> <p>そのとおりです。</p>
<p>17 契約書 故障等による修繕</p> <p>2「前項の修繕等に要する費用が1箇所あたり250万(税込み)以下の場合…」とありますが、250万円以下とは受注者の見積基準(税込み)によるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>17</p> <p>受注者の見積(税込み)によることとしますが、その内容については全て確認を行います。250万円を超える見積であっても、確認の結果、250万円以下で実施できると判断される場合は受注者対応となります。</p>

<p>18 契約書 故障等による修繕      契約期間中に消費税率の変更があった場合、      2「前項の修繕等に要する費用が1箇所あたり      250万(税込み)以下の場合…」の扱いは、変      更された消費税を含めて250万円以下となるも      のと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>19 契約書別紙(21) 計画汚泥処理量      酒匂川水再生センターからの脱水ケーキ・沈      砂・スクリーンかすが、計画処理量を著しく超      過した場合は、苛性ソーダ及び焼却用燃料は清      算を協議できるものと考えてよろしいでしょ      うか。</p> <p>20 業務要求水準書別表6 焼却炉スクラバーシ      アン濃度測定野帳      排ガスの洗浄水分析のシアン測定はパック      テストにて行い、0.02mg/L未満を3回連続で終      了との記載がありますが、(株)共立理化学研究所      製の遊離シアンパックテストでは、下限値が      0.02mg/L以下となっています。0.02mg/L未満      が測定可能なパックテストがありましたらご      教示ください。</p> <p>21 業務要求水準書別表6 施設機能確認書      「施設の状況等」記載欄の情報は、おおむね      公告時点での施設状態と理解して宜しいでし      ょうか。</p>	<p>18      そのとおりです。</p> <p>19      契約書別紙17に記載のとおり、年間実績      流入水量が年間流入予測水量に対し、10%を      越えて増減した場合に協議できることとなっ      ており、計画汚泥処理量の変動による精算は      行いません。</p> <p>20      焼却炉スクラバーシアン濃度測定野帳に      「0.02mg/L未満」と記載したのは誤りですの      で、「0.02mg/L以下」に修正願います。</p> <p>21      そのとおりです。</p>
---	---